

のないもの

- (4) 道路の敷地及び構造物を無償提供（敷地については、所有者において分筆する。）できるもの

5 前4項の規定にかかわらず交通事情及び公益的見地から特に市長が必要と認める道路については、市道に認定することができる。

6 この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成24年7月1日から施行する。